

奈良市地域活動推進交付金にかかる基準（令和4年4月1日～）

人と人とのつながりやふれあい、地域の中での支えあい等が希薄になり、地域コミュニティの崩壊が危惧される社会状況の中、新しい公共の担い手として、古くからあり、また最も活発に活動いただいております自治会、地区自治連合会の皆様が行政の最良のパートナーであると位置付けています。

自治会、自治連合会の皆様の果たされる役割は非常に大きなものであり、交付要項第4条に謳っております3つの事業を地域の実情に即し幅広く展開していただきたいと考えています。

そのため、交付要項第4条の目的のため各地区において、自由な発想のもと、事業を展開していただくため、細かく用途を例示すると、交付金の使い道を限定してしまうことになりかねないため、概ねの基準を示すこととします。

重要なことは、この交付金が地域コミュニティ推進のための経費として地域に応じた形で利用される事だと考えています。

地域活動推進交付金（対象事業）

第4条 この交付金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業
- (2) 単位自治会要望事項などの集約に関する事業
- (3) 地域がともに支えあう地域福祉（防災・防犯活動を含む）の充実に関する事業

交付金の目的に適合する概ねの基準

- 夏祭り、スポーツ大会、敬老会、町内一斉清掃等のイベント、行事等。ただし収益事業があり、実行委員会形式等で費用負担して実施する場合は収支精算の結果、実質的に負担した分。
※スポーツ大会や敬老会等の対象事業の実施に際し景品が必要な場合、景品を対象経費と認めているが、景品のうち商品券については対象外とする。
- コミュニティ誌（新聞・チラシ）、防災・防犯ハンドブック等の発行経費
- 地域の各種団体に対する助成金・分担金については、各種団体と自治連合会が一体となって（共催・連携）実施した事業（一部負担も可）のほか、支出した団体から収支決算書等の報告を求め、その助成金・分担金が、公益性、公共性に鑑み、対象事業に適切に使われていることが把握できる場合は、対象経費として認める。
- 総会に伴う議案書制作のための資料の印刷費や事務用品等の消耗品等。
- 会議費について、ペットボトルのお茶程度（一人当たり100～200円程度）。
- 防災・防犯関係の支出については、自主防災・防犯活動推進交付金を使いきってからの支出。
- 飲食を伴っても研修や情報交換・収集、事務引継ぎ等を目的として実施されるものは、社会通念上（常識的に）許される範囲内。（新年会や懇親会等について、専ら親睦を目的とする会合は該当しません。）

- 県外研修や他市町村等の視察に係る交通費。(親睦のみを目的とする旅行に係る経費は対象外)
 - 対象事業に係る有償ボランティアとしての報酬費は、対象経費とすることが可能です。
 - 対象事業の開催場所として集会所を用いる場合の施設使用料や集会所の維持管理経費(火災保険料・光熱水費・電話使用料等)は対象経費とする。
※ただし、施設改修等の修繕費用については、本市の「地域集会所建築費補助金」と重複していないことを条件とする。
※また、使用料を取っている場合は、使用料収入で賄えない経費のみを対象とする。
 - 奈良市自治連合会の会費等の各種会費については、会費を納入した団体から収支決算書等の報告を求め、その会費が、公益性、公共性に鑑み、対象事業に適切に使われていることが把握できる場合は、対象経費として認める。
- ※ 学校や各種団体の行事等の際の祝儀・冠婚葬祭費・他地区との交際費・寺社仏閣への奉納金・共同募金をはじめとする寄付等はこの事業の交付金の目的には適合しません。